

指定訪問看護サービス重要事項説明書

当事業所は介護保険及び健康保険の指定を受けています。

(群馬県指定 第1060490578号)

(関東信越厚生局指定 049, 057. 8)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 株式会社 ストーンブロス |
| (2) 法人所在地 | 群馬県太田市龍舞町2807-1 |
| (3) 電話番号 | 0276-55-1776 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 石山 聖矢 |
| (5) 設立年月 | 平成29年 6月19日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定訪問看護事業所・令和 6年 3月 1日指定
群馬県指定 第号 |
| (2) 事業所目的 | 介護保険法に基づく指定訪問看護事業 |
| (3) 事業所名称 | 訪問看護ステーション up |
| (4) 事業所所在地 | 群馬県伊勢崎市小泉町233-16 |
| (5) 電話番号 | 0270-20-2885 |
| (6) 管理者 | 簾 内 絹 代 |
| (7) 当事業所の運営方針 | |

事業所の看護職員等は、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を取り入れた運営を行い、日常生活に必要な機能の維持を念頭に置き、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持及び利用者の家族の身体的及び精神的負担を軽減するものとする。

- | | |
|----------|-------------|
| (8) 開設年月 | 令和 6年 3月 1日 |
|----------|-------------|

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 群馬県太田市 群馬県伊勢崎市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日（祝日及び年末年始を含む）
受付時間	月曜日～日曜日 8：00～17：00
サービス提供時間	月曜日～日曜日 8：00～18：00

※ 上記サービス提供時間外においても24時間サービス提供が可能な体制としております。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

☆訪問看護ステーション u p

職種	職員数
1. 事業所長（管理者）	1（常勤兼務）
2. 看護職員	5（常勤専従） 1（常勤兼務） 2（非常勤専従）

※ 職員の配置については、指定基準を満たしてしています。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 看護職員	勤務時間： 8：00～17：00

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

＜提供サービス＞

当ステーションでは、個々の状況に応じた療養上の世話・診療の補助等の援助を行うことで、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。

※注意事項※

サービス提供の際、事故やトラブル等を避けるために金銭に係る取り扱い（管理や貸借、贈与等）は致しかねますので、にご留意ください。

＜利用料金＞

別紙1.「利用料金一覧」参照

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口

担当者 簾 内 絹 代 (管理者)

受付時間 毎週月曜日～日曜日

8 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0

電話番号 0 2 7 0 - 2 0 - 2 8 8 5

また、苦情受付ボックスを窓口に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

太田市役所 健康医療部 長寿あんしん課	所在地 太田市浜町 2 - 3 5 電話番号 0 2 7 6 - 4 7 - 1 8 5 6
伊勢崎市役所 長寿社会部 介護保険課	所在地 伊勢崎市今泉町二丁目 4 1 0 電話番号 0 2 7 0 - 2 7 - 2 7 4 3
群馬県国民健康保険団体連合会	所在地 前橋市元総社町 3 3 5 - 8 電話番号 0 2 7 - 2 9 0 - 1 3 2 3

7. 事故発生時及び緊急時の対応方法

①事故発生時

訪問看護サービス提供中に事故が発生した場合は、関係者各位に連絡を行い速やかに必要な対応を行います。全スタッフで再発防止のための「事故再発防止会議」にて情報の共有を行います。また、賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を負います。

②緊急時

ご利用者様の主治医又は関係医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

訪問看護ステーション u p

説明者職名 管理者 簾内 絹代



私は、本書に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問看護サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

(利用者)	住所	
	氏名	印

(代理人)	住所	
	氏名	印

別紙

【利用料金表(介護保険)】

訪問看護サービスを介護保険給付範囲内で受ける場合は、介護保険負担割合証に応じた金額がご利用者様の負担となります。

(10. 21円／単位)

訪問看護サービス利用時間	要介護 サービス単位
20分未満	314単位
30分未満	471単位
30分以上1時間未満	823単位
1時間以上1位時間30分未満	1, 128単位

※理学療法士等による訪問の場合

1回20分	294単位
3回／日以上(60分以上)	798単位／時間

加算種類	加算要件	加算単位
初回加算	初回の訪問看護サービスを行った場合	300単位
退院時共同 指導加算	主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、文書にて提供した場合	800単位
早朝・夜間 加算	早朝(午前6時～午前8時)又は夜間(午後6時～午後10時)に訪問看護サービスを提供した場合	基本単位 ×25%
深夜加算	深夜(午後10時～午前6時)に訪問看護サービスを提供した場合	基本単位 ×50%
緊急時訪問 加算	利用者の同意を得て、利用者及びその家族からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急訪問を行うことができる場合	600単位
特別管理 加算	特別な管理を必要とする状態にある利用者に対し、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行う場合	(Ⅰ)500単位 又は (Ⅱ)250単位
長時間訪問 看護加算	上記、特別管理加算対象者に対し、1時間30分以上の訪問看護サービスを行った場合	300単位
ターミナル ケア加算	利用者の死亡日を含み14日以内に2回以上のターミナルケアを行った場合	2, 500単位
複数名訪問 加算 Ⅰ・Ⅱ	利用者の都合により、同時に複数名の看護師等による訪問看護サービスが必要な場合	I 254単位 (30分未満) (1回につき)

	利用者の都合により、同時に複数名の看護師等及び 看護補助者による訪問看護サービスが必要な場合	Ⅱ	201単位 (30分未満) (1回につき)
--	---	---	-----------------------------

その他の費用	
エンゼルケア(死後処置)	8800円(材料支給有)、6,600円(材料支給無)
その他使用材料等費用	実費相当額

【利用料金表(医療保険)】

1. 訪問看護基本療養費

		週3日目まで 1日につき	週4日目まで 1日につき
基本療養費(Ⅰ)	看護師・理学療法士等	5,550 円	6,550 円
	准看護師	5,050 円	6,050 円
	緩和ケア等専門の看護師	12,850 円(月 1 回を限度)	
基本療養費(Ⅱ) 【施設への訪問】※1	看護師・理学療法士等	2,780 円	3,280 円
	准看護師	2,530 円	3,030 円
	緩和ケア等専門の看護師	12,850 円(月 1 回を限度)	
基本療養費(Ⅲ)	外泊中の訪問看護に対し算定※2	8,500 円	

※1 同一建物内の複数(3人以上)の利用者に同一日に訪問した場合

※2 入院中に1回(別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回)に限り算定可能

2. 訪問看護管理療養費

		料金
月の初日	機能強化型訪問看護療養費1	13,760 円
	機能強化型訪問看護療養費2	10,460 円
	機能強化型訪問看護療養費3	9,030 円
	上記以外	7,710 円
2 日目以降	1 日につき	3,000 円

3. 加算など

緊急訪問看護加算	1 日につき	2,650 円
夜間・早朝・深夜 訪問看護加算	早朝(6:00～8:00) 夜間(18:00～22:00)	2,100 円
	深夜(22:00～6:00)	4,200 円
難病等複数回訪問加算	1 日2回	4,500 円
	1 日3回以上	8,000 円
長時間訪問看護加算	90分を超える場合(対象者は※1)	5,200 円
24時間対応体制加算	月1回(利用者の希望による)	6,400 円
退院時共同指導加算	月1回まで(※2, 3, 4は月2回まで)	8,000 円
特別管理指導加算	対象者は※2, 3	2,000 円
退院支援指導加算	退院日の訪問	6,000 円
特別管理加算	月1回(対象者は※2)	5,000 円
	月1回(対象者は※3)	2,500 円

複数名訪問看護加算	看護師等の場合 ※5	4,500 円
	准看護師の場合	3,800 円
	その他(週3回を限度)	10,000 円

- ※1 1) 特別な管理を必要とする方(※2 ※3 …1回/週)
2) 15 歳未満の超重症児・準超重症児……3回/週
3) 15 歳未満の小児であって、特別な管理を必要とする方(※2※3 …3回/週)
4) 特別訪問看護指示期間の方……1回/週
- ※2 1) 悪性腫瘍患者・気管切開患者で医師より指導管理を受けている状態にある方
2) 気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態にある方
- ※3 1) 自己腹膜灌流・血液透析・酸素療法・中心静脈栄養法・成分栄養経管栄養法
自己導尿・人工呼吸・持続陽圧呼吸療法・自己疼痛・肺高血圧症患者 上記で医師より指導管理を受けている状態にある方
2) 人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある方
3) 重度の褥瘡(真皮を越える褥瘡)の状態にある方
4) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方
- ※4 看護師等(看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)
- ※5 厚生労働大臣が定める疾病等
- ①末期の悪性腫瘍
 - ②多発性硬化症
 - ③重症筋無力症
 - ④スモン
 - ⑤筋萎縮性側索硬化症
 - ⑥脊髄小脳変性症
 - ⑦ハンチントン病
 - ⑧進行性筋ジストロフィー症
 - ⑨多系統萎縮症
 - ⑩パーキンソン病関連疾患
 - ⑪プリオン病
 - ⑫亜急性硬化性全脳炎
 - ⑬ライソゾーム病
 - ⑭副腎白質ジストロフィー
 - ⑮脊髄性筋萎縮症
 - ⑯球脊髄性筋萎縮症
 - ⑰頸髄損傷
 - ⑱慢性炎症性脱髄性多発神経炎
 - ⑲後天性免疫不全症候群
 - ⑳人工呼吸器を使用している状態